

令和 6 年 9 月 12 日

中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会 石川座長 様  
食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 食品リサイクル小委員会 渡辺座長 様

## 食品リサイクル法基本方針の見直しに対する意見書

一般社団法人全国清掃事業連合会  
会長 三井 弘樹



### 1. 6 月 28 日第 26 回合同会合で示された「食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しについて」の事務局案について

① 今回の事務局案についての意見を述べる前に、本合同会合に出席されているすべての関係者の方々に先ずもって共有して頂きたい情報があります。それは本意見書に添付した資料 1 です。これはすでにご承知の方も多いかと存じますが、昨年 7 月 23 日に国連本部において現下の気候変動の実態について記者会見されたアントニオ・グテーレス国連事務総長の発言全文です。私たちは、今、いかなる現実の中で、この合同会合を行っているか、ロシアによるウクライナ侵略もイスラエルによるガザ侵攻も、そして世界中で生起している内戦や紛争も終息の気配すらなくますます悪化し、SDGs も風前の灯化する中、今年の我が国の夏は「地球沸騰化」といわれた昨年よりもさらにヒートアップしています。環境省におかれては、平成 30 年策定の第五次環境基本計画において我が国の国民に対して「パラダイムシフトが求められる」「フォアキャスティングからバックキャスティングへの発想の転換が求められる」等々の提起をされましたが、私ども全清連としましては、その後、この要請を意識しつつ、我が国を取り巻く地球環境実態や内外の緊迫した政治経済状況に踏まえた事業活動への取組みが求められていると考えており、今般の事務局案についてもその観点から受けとめております。

② 以上の観点から見て、事務局案にあるⅠ.発生抑制に関する 3 項目、Ⅱ.再生利用等に関する 3 項目ともに、時代状況に踏まえた提案となっており、基本的に賛成いたします。しかしながら、食品ロス量の削減目標、食品関連事業者の取組みの見える化、判断基準省令等の改正、再生利用

等の実施率に係る目標値についての事務局提案は、我が国を取巻く様々な状況からして、2050 カーボンニュートラルの達成という目標からして、まだ十分とは言えないという認識を持っていただく必要があります。添付資料 2 を見ていただきますと消費者庁においても食品ロス削減推進法の基本方針策定に向けての議論を始めており、バックキャスティングの発想で、さらに一層、食品ロス削減を進めるだけでなく、再生利用等の実施率についても、食品関連事業者の方々には、企業の社会的責任に踏まえたチャレンジをしていただく必要があると存じます。とくに中小零細事業者が圧倒的に多く存在する我が国の経済構造において、100t 未満はもとよりせめて年間 30t（1 日 100 kg×25 日×12 ヶ月）以上の食品廃棄物等を排出する事業者に対する規制を良しとする考えに立たなければ、食品リサイクルの大きな前進はないと存じます。事務局案 10 ページに実際の実施率が目標値との乖離が大きい要因として、食品卸売業、外食産業の食品関連事業者の「再生利用など意識せず、手近な焼却・埋立てを行う業者に依頼。再生利用事業者に依頼すると処分料が高い。」などという意見を紹介していますが、事務局はこの食品リサイクル法の目的趣意を真向うから否定する意見を容認しているのでしょうか。再生利用を意識しないで良しとする考え方と再生利用料金が低いという意識を改善する取組みが本食品リサイクル合同会合に課せられているにもかかわらず、その※具体的実態調査データも無しに「やらない理由」を肯定するような表記をするのはなぜでしょうか。

※具体的実態調査とは、全国の市町村の処分料金、全国の産廃処分料金と全国の再生利用料金及び廃棄物管理業者の介在の如何を明らかにし、中小零細企業といわれる食品関連事業者にとって、現行の標準的な再生利用料金が経営を圧迫するものかどうかを客観的に調査すること。東京多摩地区の市町村処分料金は 40 円/kgだが、この料金設定で現在当該地域の食品関連事業者に何らかの不都合が生じているのかということも正確に調べて頂きたい。

## 2. 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について

- ① 第 26 回合同会合における（一社）全国食品リサイクル連合会の問題提起 8 で、「廃棄物管理業の問題について」が取り上げられていますが、この問題はきわめて深刻です。当該の問題提起では「再生利用事業者は直接、

排出事業者と面談や話し合いができないなど、廃棄物処理法上の二者契約の原則が正しく履行できない状態にある。」との指摘がされましたが、私ども全清連において承知している限りで申しますと、食品廃棄物を排出する企業の多くで「廃棄物処理の一元管理」を廃棄物管理業者いわゆる廃棄物ブローカーに委託しているとのことです。環境省におかれては、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の意見具申において「排出事業者が自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来することがないように都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされたことを受け、平成 29 年 3 月 21 日に廃棄物対策課長・産業廃棄物課長の連名で通知を発出されましたが、今日現在に到るまで、全くの野放し状態であり、ダイコー事件の教訓が何も生かされていません。

そこで今回、廃棄物管理業者いわゆる廃棄物ブローカーが排出事業者に対して、どのようなプレゼンテーションをしているのかを添付資料 3 で紹介して、排出事業者が重宝する理由を知っていただき、その上でもう一度、添付資料 4「平成 29 年 3 月 21 日通知」を確認して頂きたいと思います。そして、改めて、(一社)全国食品リサイクル連合の問題提起 8 について考えて頂きたいと存じます。

- ② 私ども全清連としましては、今般の食品リサイクル法の基本方針等の見直しに係る次期目標年度が 2025 年から 2029 年度と設定され、2030 年度に向け、さらなる食品ロス削減を図るため、発生抑制の強化にも力点を置くとともに、発生した食品循環資源の再生利用等を促進する見直しとするとの考え方が本当に実を結ぶかどうかの分岐点は、第一に食品関連事業者の再生利用等実施の対象を、中小零細規模といわれる 30t/年以上排出者に拡大すること。第二は「規制権限の及ばない第三者」である廃棄物管理業者いわゆる廃棄物ブローカー問題にどう対処するかにかかっているのではないかと存じますので、是非とも、本合同会合として改めて、ご議論いただきますようお願い致します。

以上

**記者会見におけるアントニオ・グテーレス国連事務総長発言**

(ニューヨーク、2023 年 7 月 27 日)

おはようございます。人類は猛暑による窮地に立たされています。本日、世界気象機関(WMO)と欧州委員会のコペルニクス気候変動サービスは、7 月が人類の歴史において観測史上最も暑い月となることを裏付ける、公式なデータを発表する予定です。これは今月末を待たずとも明らかです。今後数日間にミニ氷河期でも来ない限り、7 月はこれまでの観測記録を全面的に塗り替えるでしょう。

本日発表されるデータによれば、7 月はすでに、観測史上最も暑い 3 週間、観測史上最も暑い 3 日間、そしてこの時期の過去最高の海水温を記録しています。その影響は明らかであり、悲劇的です。子どもたちはモンスーンの雨に流され、家族は火災から逃げ惑い、労働者たちは焼け付くような暑さの中で倒れています。

北米、アジア、アフリカ、ヨーロッパの大部分にとって、この天候は狂った夏です。地球全体にとっては、災害です。そして科学者にとっては、明白です。つまり、その責任は人類にあるのです。これらはいずれも、これまでの予測や度重なる警告と完全に一致しています。唯一の驚きは、その変化の速さです。気候変動とは、今ここにあり、まさに恐怖です。そしてこれは、始まりにすぎません。

地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したのです。呼吸ができないほどの空気。耐え難い高温。化石燃料から得る利益と気候変動に対する不作為のレベルを受け入れることは、到底できません。指導者たちは先導しなければなりません。もはや躊躇は要りません。言い訳も不要です。誰かが先に動くのを待つのは、もうやめましょう。そんな時間は、もうありません。

世界全体の気温上昇を 1.5°C に抑え、気候変動の最悪の事態を回避することは、まだ可能です。しかしそれは、劇的かつ即時の気候行動を講じてこそです。いくつかの前進は見られます。再生可能エネルギーの力強い展開、海運などの部門での前向きな一歩。しかしいずれも、進展が不十分で、スピードが不足しています。加速度的に上昇する気温に対しては、行動を加速させることが必要です。

この先、非常に重要な機会がいくつかあります。アフリカ気候サミット、G20 サミット、国連気候野心サミット、そして国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議(COP28)です。しかし、指導者たち、とりわけ世界の排出量の 80% に責任を負う G20 諸国は、気候行動と気候正義を強化しなければなりません。それは、具体的にはどのようなことでしょうか。

第一に、「排出量」です。G20 諸国は、野心的な排出削減目標を国ごとに新たに設定する必要があります。そしてすべての国が、私が提唱した「気候連帯協定」と「アクセラレーション・アジェンダ」に従って行動を起こすことが必要です。先進国は 2040 年にできるだけ近い時期に、新興経済国は先進国から支援を受けながら 2050 年にできるだけ近い時期に、排出量正味ゼロを達成することを約束できるよう、行動を早送りさせるのです。

そして、すべての当事者が団結して、化石燃料から再生可能エネルギーに向けた公正で公平な移行を加速させなければなりません。石油・ガスの拡大や、新たな石炭・石油・ガスへの資金拠出・許認可をやめるのです。また、経済協力開発機構（OECD）加盟国は 2030 年までに、その他の国は 2040 年までに石炭から撤退するための、信頼できる計画を提示することも必要です。再生可能エネルギーにおける野心的な目標は、1.5°C の上限に整合したものでなければなりません。そして、地球上のあらゆる人々に手ごろな価格の電力を供給すべく取り組む中、排出量正味ゼロの電力を先進国は 2035 年までに、その他の国々は 2040 年までに実現しなければなりません。

政府以外の指導者たちによる行動も必要です。私は企業、都市、地域、金融機関に対し、「ハイレベル専門家グループ」が提示した国連の排出量正味ゼロ基準に完全に整合する、信頼できる移行計画を携えて気候野心サミットに参加するよう要請します。

金融機関は、化石燃料への融資、引受、投資をやめ、代わりに再生可能エネルギーへと移行しなければなりません。そして化石燃料企業は、バリューチェーン全体の詳細な移行計画を含めた、クリーン・エネルギーへの移行に向けた計画を立てねばなりません。グリーンウォッシング（見せかけだけの環境配慮）はもう要りません。ごまかしも要りません。排出量正味ゼロに向けた提携を妨害するために独占禁止法を曲解して乱用するのも、もうやめましょう。

第二に、「適応」です。異常気象は、ニューノーマル（新常態）になりつつあります。すべての国がそれに伴う、焼け付くような暑さ、命を脅かす洪水、暴風雨、干ばつ、猛火に対応し、国民を守らねばなりません。最前線にいる国々、つまりこの危機に最も寄与していないにもかかわらず、危機に対処する資源が最も少ない国々が、対応と国民の保護に必要な支援を受けられるようにしなければなりません。

今こそ、何百万もの人命を気候（変動による殺りく）から救うべく、適応に向けた投資を世界的に急拡大させる時です。そのためには、脆弱な立場に置かれた開発途上国の優先課題や計画をめぐり、前例のない協調が求められます。気候変動対策資金の少なくとも半分を適応に充てるための第一歩として、先進国は、2025 年までに適応資金を倍増させる、明確かつ信頼できるロードマップを示さなければなりません。私たちが昨年立ち上げた行動計画を実施することで、地球上のすべての人々が 2027 年までに早期警報システムによってカバーされなければなりません。そして各国が、適応に関する国際的な行動と支援を動員するための、一連の世界的な目標を検討すべきです。

それが行動の加速に向けた第三の分野、「資金提供」へとつながります。国際的な気候変動対策資金に関してなされた約束は、守られなければなりません。先進国は、気候変動対策支援のために年間 1,000 億ドルを開発途上国に提供し、「緑の気候基金」を十分に補充する約束を守らねばなりません。私は、目下のところ G7 諸国のうちカナダとドイツの 2 カ国しか資金補充の誓約を履行してないことを懸念しています。各国はまた、今年の COP28 で「損失と損害基金」も稼働させなければなりません。もはや遅らせることはできず、言い訳も要りません。

さらに広く見渡せば、多くの銀行、投資家、その他の金融関係者が、汚染者たちに報酬を与え、地球を破壊させ続けています。気候行動の加速を後押しするために、グローバル金融システムを軌道修正する必要があります。これには、カーボンプライシングや、国際金融機関に対してその事業モデルやリスクに対するアプローチを全面的に見直すよう促していくことが含まれます。

国際金融機関は、その基金を活用し、より多くの民間資金を開発途上国向けに適正な利率で動員して、再生可能エネルギー、適応、損失と損害に対する資金提供を拡大させる必要があります。これらすべての分野において、政府、市民社会、企業などが、連携して職務を果たすことが必要です。私は、9月に開催される気候野心サミットのために、「アクセラレーション・アジェンダ」の「ファースト・ムーバーおよびドゥーワー」（先行者および実行者）たちをニューヨークに迎えるのを楽しみにしています。また、指導者たちが、私たちの眼前の事実はどう対処するのかを聞くことも楽しみにしています。それが（このサミットの）参加費です。

エビデンスは至る所にあります。人類は破壊を解き放ったのです。しかし、これにより絶望を駆り立ててはなりません。行動を駆り立てるのです。最悪の事態を食い止めることは、まだできます。しかしそのためには、「燃えるような暑さの一年」を「燃えるような野心の一年」に変えていかねばなりません。そして、気候行動を今すぐ加速させなければならないのです。

# 食品ロス削減推進法の 基本方針改定へ議論をスタート

消費者庁

消費者庁は7月2日、第9回食品ロス削減推進会議を開催し、2024年度末に予定している食品ロス削減推進法の基本方針改定に向けた議論をスタートした。開催に当たっては、自見・内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から、同基本方針の見直しに向けた考え方（案）と、同日にキックオフした「食の環（わ）」プロジェクトについての説明があった。

基本方針見直しの考え方として示されたのは、▽関係省庁が昨年末に取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」の中で、2024年度中に取り組むこととしている施策の進捗を踏まえた施策の拡大を図る▽物流問題や人手不足などの社会変化やDX・AIといったイノベーションを契機とした多様なプレイヤーによる取り組みの支援と、国際社会をリードできるような施策の推進を図る▽政府や地域において食品ロスの削減、食品寄附の促進、食品アクセスの確保を一元的に発信し、総合的な取り

組みの促進を図る——の3点。

これらの考え方に基づき、食品ロス削減推進会議の中で年度末にかけて基本方針の見直しを議論し、今年度末までに基本方針改定を閣議決定したい意向だ。

「食の環（わ）」プロジェクトが始動

「食の環（わ）」とは、食料・農業・農村基本法の見直しで「食品アクセスの確保」の考え方が明記されたことを受けて、関係府省庁の申し合わせにより、「食品ロス削減」「食品寄附促進」「食品アクセス確保」の3つの施策を包括する概念として表したものだ。これらの施策を包括して呼ぶことを通じて、関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるような狙いがある。

関係府省は、今回作成した「食の環」共通のロゴマークを使用してワンポイスで発信できる取り組みを、食でつながる共生社会の実現に向けた「食の環」プロジェクトとして推進し、発出文書などに

「食の環（わ）」プロジェクトロゴマーク



ロゴマークを使用するほか、一定の要件の下で、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。

同日の会議に出席した岸田首相は、「食品寄附促進のためのガイドライン」の官民による作成、食品の期限表示の在り方の見直し、「食の環（わ）」プロジェクトの推進などの関連施策に触れ、「これらの施策に政府一丸となって取り組み、年度末の食品ロス削減の基本方針改定に反映していただきたい」と語った。W

# 小規模事業者をサポートする 専門家の役割



談・ワイルドディーブ(株)代表取締役

● 荒深 正博氏

ワイルドディーブ(株)は現在、全国約300件の仲介管理業務を排出事業者から受託している。同社が運営するウェブサイト「リサイクルハブ」を閲覧した排出事業者から依頼を受け、排出事業者の要望を満たせるよう廃棄物処理業者と相談、提案、調整を行っている。排出事業者から「業者との間に入って対応してくれるので本業に集中できる」など感謝の声が寄せられている。事業系ごみ対策は、排出事業者をサポートする専門家の役割がますます重要になるといえる。

## 排出事業者の廃棄物処理を エンドツーエンドでサポート

当社運営サイト「リサイクルハブ」には約1万件の廃棄物処理業者の情報が掲載されています。当社が独自に調査・ヒアリングして収集した情報を整理して、取扱品目をはじめ各社の強みや処理方法・リサイクルの内容までわかるよう編集しています。写真や図柄を多用、直感的で、より見やすい画面となるよう工夫しています。廃棄物処理業者の情報登録は無料。

その他、排出事業者向けに、廃棄物処理・リサイクルに必要な基礎知識を編集、発信しています。

このウェブサイトの閲覧をきっかけに排出事業者の廃棄物処理をエンドツーエンドでサポートするのが当社の主な事業です。

## 自力で

廃棄物処理業者を探すのは  
決して簡単ではない

対応事例は事業系ごみが全体の8割を占めており、産業廃棄物は2割程度です。エリアは全国に及びますが、首都圏が大半を占めています。人口が少ない地方の場合、自治体が直営で事業系ごみを収集していることが多いからでしょう。首都圏以外では名古屋、大阪などの大都市の排出事業者の相談にも対応しています。

当社の特徴は、大規模な排出事業者よりも、飲食店や小売店など比較的小規模な排出事業者が多いことです。管理会社が代行するような大手企業はともかく、これらの事業者は自力で自分たちが満足できるサービスを提供してくれる廃棄物処理業者を探さなければなら

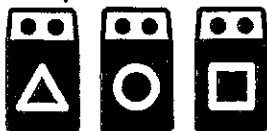
りませんが、決して簡単ではありません。

## 少量排出事業者にとって ネックになるのが料金の高さ

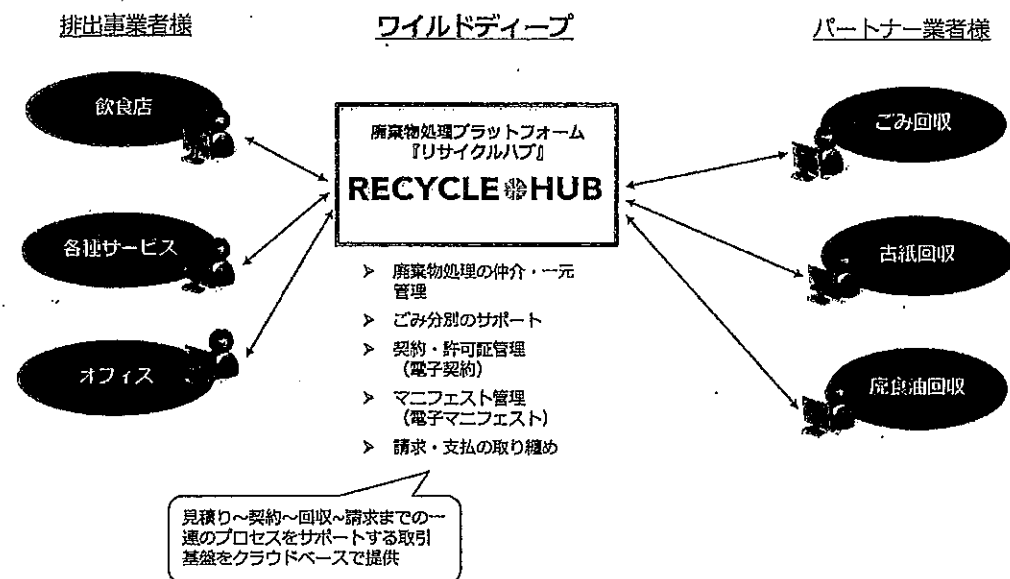
例をあげますと、ある排出事業者A社は当初、ごみの量が少なく、ごみ処理有料シールを貼って行政回収に出していました。ところが、不燃ごみは土曜日回収でその会社は休み、ごみを出すことができません。そこで回収してくれる処理業者を探し、電話しましたが、新規契約は受け付けていなかったり、現金払いしか対応していなかったり、という状況でなかなか見つかりませんでした。

当社が依頼を受け、廃棄物の内容を調査しました(当社ではこれを組成調査といっています)。主な廃棄物は可燃ごみと段ボールでした。量が少ないので割高になる可能性がありました。現地確認に行き、道路状況やごみ置き場のチェックも行いました。

ちなみに今回のような少量排出事業者のコーディネートをする時にネックになるのが最低料金です。当該廃棄物処理業者に排出事業者



## リサイクルハブの概念図



のエリアの業許可があり、エリア内を問題なく対応できるという基本条件をクリアした上で、「最低料金が無い」、または「最低料金が

低額」という条件で受託してもらえ、排出事業者と商談を進めました。排出事業者のオフィスがビルの上階だったので、廃棄物処理業者が回収しやすいごみ置き場を設定するように提案しました。そうした提案や協議の結果、追加作業費などが不要で、少量でも費用を抑えた取引が実現できました。

もう一つ、例を挙げますと、排出事業者B社は、入居しているビルが道幅の非常に狭い場所でした。特に路地は通常のごみ収集車が曲がるのに支障があり、厄介な事案でした。そこで複数の廃棄物処理業者に狭い道幅でも通れる2tの

小型車両で回収してもらえないか問い合わせしました。また、ごみ量が多いため、ごみの保管ボックスまで取りに来てもらう必要もあり、粘り強く交渉したところ、その条件で回収できる処理業者をコーディネートできました。

### 従業員に本業ではないことをさせている

この仕事を通してつくづく感じるのは、排出事業者にとって事業系ごみ対策は、会社の従業員に本業ではないことをさせているというのが現状ということです。たとえば、全国に営業所のある会社はたくさんありますが、事業系ごみの分別や排出方法は地域ごとで違い、廃棄物処理業者の選定、契約状況など、とても手間がかかるもので、丸一日とられるということも珍しくないでしょう。

そうやってようやく探し当て、契約した廃棄物処理業者とのトラブルもいつ発生するかわかりません。残念ながら、現場のドライバー能力に特に長けているわけではありません。従って、「現状の廃棄物

管理業務に問題点やリスクがないか専門家に一度見てほしい」「廃棄物処理業者の現地確認は行いたい」「ノウハウがなく、不安だ」という事業者は少なくないでしょう。

さらに私が危惧するのが、昨今のコロナ禍による業界の変化です。外出自粛となり、事業系ごみが減少、売り上げが下がり、値上げを考えざるを得ませんが、決して簡単ではありません。ではどうするか、不採算エリアの収集を止める、つまり、一部撤退です。しかし、その業者と取引していた排出事業者は、また新たに他の業者を探さなければなりません。

当社のように、排出事業者の事業系ごみ対策をサポートする専門家の役割がますます重要になってきていると思います。W

(本誌・加藤)



事業系ごみ

環廃対発第 1703212 号  
環廃産発第 1703211 号  
平成 29 年 3 月 21 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

事業活動に伴って排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条第 1 項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とする排出事業者責任が規定されており、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化、産業廃棄物管理票の全面義務化等により強化されてきたところである。

しかし、平成 28 年 1 月、建設廃棄物について、下請け業者に処理の委託を無責任に繰り返し、最終的に処理能力の低い無許可解体業者によって不法投棄がなされた不適正処理事案が判明するとともに、同月、食品製造業者及び食品販売事業者が廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。特に、食品廃棄物の不適正転売事案は食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大な事件である。

食品廃棄物の不適正転売事案を受け、平成 28 年 3 月に取りまとめられた「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」（平成 28 年 3 月 14 日環境省）において、食品廃棄物の転売防止対策の強化に取り組むこととされた。また、排出事業者に係る対策としての食品廃棄物の不適正な転売防止対策の強化に関して、平成 28 年 9 月、中央環境審議会において「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまと

められた。同答申では、排出事業者責任について、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、「食品関連事業者が、自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識する」ことが必要であり、「排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者に支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務が地方公共団体の規制権限の及ばない（中略）第三者に任せきりにされることにより、排出事業者としての意識・認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、排出事業者の責任が果たされなくなること等が危惧」され、「そもそも廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特性がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、再生利用業者との信頼関係を基礎に、廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある」等が指摘されている。

また、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者責任の重要性がすべての事業者適切に認識されることが重要」であり、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされたところである。

ついては、貴職におかれては、排出事業者責任の徹底に係る下記事項について、貴管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管下市町村に対し、当該市町村管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知をお願いしたい。

## 記

### 1. 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第 3 条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物

であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。

## 2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、地方公共団体（一般廃棄物にあつては市町村、産業廃棄物にあつては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あつせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあつせん等」という。）を行う事例が見受けられる。

一般廃棄物については、平成 11 年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成 11 年 8 月 30 日付け衛環第 72 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、第三者によるあつせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨周知してきたところである。

1. で述べたように、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければならない。

その場合、排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あつせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。

以上のように、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。